

随意契約（相手方指定）調書

件 名	日暮里駅構内紅葉坂線人道橋はく落防止ネット設置工事（京成電鉄営業線上空部分）	No.5100198
工（納）期	令和 8年 3月 31日	
契約締結日	令和 7年 12月 25日	
契約金額	4, 620, 000円	

契約相手方	京成建設株式会社 (法人番号 : 7040001017215)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	日暮里駅構内紅葉坂二線人道橋はく落防止ネット設置工事（京成電鉄営業線上空部分）
指名業者 (案)	名称 京成建設株式会社 代表者 代表取締役 田中 亜夫 所在地 千葉県船橋市宮本四丁目17番3号
特命理由	<p>本件は、京成電鉄の営業線へのコンクリート片の落下を防止するため、はく落防止ネットを設置する工事である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>①京成電鉄株式会社は、線路内の立ちに入る特定の作業については同社のグループ企業である上記業者に限定している。本工事は、京成電鉄株式会社と事前に綿密な調整を行う必要があるが、上記業者が受注することで速やかに着手することが可能であり、また、現場状況及び施工条件を熟知しているため、安全かつ円滑に工事を実施することができるため、工期の短縮が期待できる。</p> <p>②上記業者は、京成線の軌道工事や施設・設備の建設、メンテナンスのほか、京成線沿線など公共性の高い工事まで幅広く受注しており、本件同様の施工実績が豊富であることから、本件についても確実な施工が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)